

Q&A

【申請について】

Q1 今まで個社でオープンファクトリーを実施したことがある場合は、対象外ですか。

個社で実施した経験があっても、今回、新たに複数の事業者とともにオープンファクトリーを行うのであれば対象となります。

Q2 今までオープンファクトリーを実施していたが、新たなオープンファクトリーを実施しようと考えている場合は対象になりますか。

異なるオープンファクトリーを新たに立ち上げる場合は対象です。ただし、新たに立ち上げたオープンファクトリーであるかについては、審査会にて「オープンファクトリーの新規性」という項目にて、審査を行うため、新規性が認められなければ採択されない可能性があります。

Q3 補助上限額及び補助率はどのようになりますか。

補助率は1/2、補助上限額は1者あたり40万円かつ1団体あたり200万円を上限としています。

ケース①：3者で申請する場合

1者あたり40万円なので3者×40万円＝120万円が補助上限額になります。

※補助率が1/2以内のため、補助対象経費の合計額が240万円以上であれば、120万円を補助であるが、補助対象経費の合計額240万円以下である場合はその額の1/2を補助。

ケース②：6者で申請する場合

1者あたり40万円なので6者×40万円＝240万円となりますが、1団体あたりの上限額は200万円のため、200万円（補助率は1/2以内のため、補助対象経費の合計額は400万円以上の場合）となります。

※補助率が1/2以内のため、補助対象経費の合計額が400万円以上であれば、200万円を補助であるが、補助対象経費の合計額400万円以下である場合はその額の1/2を補助。

Q4 社員が不交付要件の1号から3号は該当したら、申請不可となりますか。また、交付後に判明した場合は補助金の返還が発生しますか。

法人である場合は代表者及び役員、個人事業主の場合は経営者が不交付要件に該当すれば、申請不可です。交付後に前述の者が不交付要件に該当した場合は、要綱第15の規定により取り消された交付額に基づき、交付額の一部又は全部の返還を求めます。

Q5 同じ代表者である別法人格の事業者3者で申請することはできますか。

事業者単位で3者以上という条件であるため、代表者が同じ別法人格の会社で集まって申請することは可能です。

Q6 10～11月に実施するオープンファクトリーでなければ対象にならないですか。

はい。来場者により多くの企業を認知してもらうため、10～11月という期間を指定しています。ただし、10～11月に実施するものであれば対象となるので、交付決定後の7月と10月の2回開催であれば対象とします。その場合、着手が交付決定後のものしか対象とならないため、事前着手とならないようにご注意ください。

Q7 決算関係書類（過去2年分）とありますがいつ時点のものを出せばいいですか。

R8年度に補助金を申請する場合は、申請日時点で確定している直近の決算2年分を提出してください。6月が決算月の事業者については、令和5年7月1日～令和6年6月30日及び令和6年7月1日～令和7年6月30日の決算関係書類を提出してください。

Q8 交付決定は補助代表申請者に行われるということですが見積書等の宛名は補助申請者でも大丈夫ですか。

交付申請は補助代表申請者に対して行うため、支払に関する書類において、宛名が補助事業者であった場合、対象経費として認められません。宛名は補助代表申請者にしてください。

Q9 申請締切後にオープンファクトリーの参加企業が増えました。補助申請者を追加することは出来ますか。

本年度の申請については、補助申請者を追加することできません。次年度に継続的に補助事業を行うために申請を行う場合、改めて、審査を行うため、補助申請者の追加は可能です。

Q10 補助申請者ではないオープンファクトリーに参加する事業者が補助経費を使用することは出来ますか。

補助申請者でない事業者の経費は補助経費として認められません。例えば、バスを借り上げる場合は、補助申請者を回る分のみ計上してください。ただし、広告関係については、その団体のオープンファクトリー全体を宣伝するものである場合は経費の対象とします。

経費として認められるケース

補助事業計画書に記載されたオープンファクトリーの開催概要を載せた SNS 広告を行う。

経費として認められないケース

補助事業計画書に記載されたのオープンファクトリーの広告として、補助申請者でない事業者についての SNS 広告を行う。

Q11 3 者で申請していましたが、補助申請者 1 者が離脱したため補助申請者が 2 者になった場合、補助対象ではなくなりますか。

新たに 1 者以上がそのオープンファクトリーに参加し、要綱第 3（2）の「3 者以上が連携し」を満たすことができれば、2 者については補助対象とします。

ただし、新たに加わった事業者については、補助申請者ではないので、その者に対しての経費は認められないこと及び補助上限額は 1 者減ったため、60 万円から 40 万円に減額になることにご留意ください。

事業者を追加せず、2 者でオープンファクトリーを行うと決めた場合は、要綱第 3（2）を満たせていないため、補助事業の中止の手続きを行ってください。

Q12 継続的に補助事業を受けるために次年度に審査の際を受ける際に、補助申請者や補助代表申請者を変更してもいいですか。

要綱第 3 を満たしていれば、補助申請者の追加又は離脱は可能です。また、補助代表申請者を変更することも可能です。ただし、1 年目に交付を受けた際の補助申請者全員が離脱した場合は、継続性が認められないため、申請不可とします。

【実績報告について】

Q13 補助事業計画書にて成長（3）（iii）の成長目標を売上高で設定していたのですが、決算が 6 月のため、補助事業等実績報告書を提出する時点では確定値を出せません。どうすればよいですか。

見込みの数値を記載してください。見込みの数値も不明な場合は、確定している月までの数値の平均値を 12 倍して 1 年間の暫定数値を記載してください。

例) 5 か月分の決算の金額が確定している場合

$$5,000,000 \text{ (5 か月分の金額)} \div 5 \text{ (カ月)} \times 12 \text{ (カ月)} = 12,000,000 \text{ (円)}$$

【支払いについて】

Q14 支払金額を証明する書類はなにが必要ですか。また注意点を教えてください。

原則として、補助代表申請者あての見積書・請求書・領収書が必要です。補助代表申請

者以外の補助申請者名で支払いが行われた場合は補助経費として認められませんのでご留意ください。

【その他】

Q15 令和9年度の申請も、10～11月という期間を指定する予定ですか。

期間については指定しますが、令和8年度と同様に10～11月とするかは未定です。
令和9年度の申請申込前までには情報を共有しますのでそちらを確認したうえで申請をお願いします。